

納め方は特別徴収と普通徴収の2通りに分かります

特別徴収（年金天引き）

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給されている人は、原則年金より天引きされます。すでに、4月、6月、8月（※）の徴収額（仮徴収額）については、仮算定していますので、今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、10月、12月、2月の3回に分けて年金より天引きさせていただきます。

なお、年度途中で65歳になられた人、佐賀中部広域（佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町）外から転入された人などはおおむね6ヶ月後から天引き開始となります。

※ 8月の保険料額が変わる場合もあります。

普通徴収（納付書・口座振替）

老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円未満の人、年金をもらわれていない人、老齢福祉年金などの受給者は、納付書または口座振替で納付していただきます。すでに、4月から7月分（仮徴収額）は仮算定していますので、今回決定した金額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、8月から3月の8回に分けて納付していただきます。納付には納付書のほか便利な口座振替もございますので、ぜひご利用ください。なお、すでに口座振替ご利用の方は引き続き、口座からの引き落としとなります。

65歳以上のみなさんへ

平成25年度の介護保険料が決まります

65歳以上の人の平成25年度の介護保険料は、すでに仮徴収しておりますが、6月に確定した住民税の課税状況等に基づき、平成25年度の年額保険料を決定します。決定した保険料の通知書は7月下旬に送付します。

- 40歳から64歳までの人
ご加入の医療保険の保険料と合わせて納付
- 65歳以上の人
特別徴収（年金天引き）または普通徴収（納付書・口座振替）で佐賀中部広域連合へ納付

7月下旬より介護保険料の

減免申請の受け付けを始めます

7月下旬頃に送付する平成25年度保険料の納入通知書にリーフレットを同封しますので、減免要件を確認してください。

● 対象となる人（次のすべてに該当する人）

- ・ 平成25年度の介護保険料段階が特例第3段階および第3段階の人
- ・ 平成24年中のすべての収入が88万円以下の人（世帯員がひとり増えるごとに41万円加算）

・ 住民税課税者と生計をともにしておらず、住民税課税者に扶養されていない人（健康保険の扶養も含む）

・ 世帯全員の預貯金の合計が180万円以下の人

・ 預貯金額には、国債・生命保険の返戻金等も含まれます。

・ 居住用以外の活用できる不動産がない人

● 申請の方法

必要書類「7月下旬頃に送付する通知書、平成24年中の収入がわかる書類（年金の源泉徴収票など）、健康保険証、預金通帳、生命保険証書等、印鑑」を持って、介護保険窓口または佐賀中部広域連合で申請してください。

● 減免額

申請提出後、審査を行い、減免が承認された場合は、申請月以降の保険料を第1段階と同額の保険料に減額します。ただし8月末までに申請された場合に限ります。4月にさかのぼって保険料を減額します。減免の承認・不承認の結果については決定後、通知します。

● 問い合わせ

佐賀中部広域連合 業務課
多久市福祉課 高齢・障害者福祉係
☎ 40-11135
☎ 75-4823

ホテルニューオータニ佐賀
グランドウェディングフェア
7月15日(月・祝)
10:30~18:00



Grand Wedding Fair

広告

「この広告を見た」で米館のご予約を頂くと、「ケーキセット券」又は「ビアテラスドリンク券」をプレゼント。ホテルウェディングの全てをご覧頂けます。

The New Otani

www.newotani-saga.com

ブライダルサロン

TEL0952-25-9001